

新城市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童生徒等及び高齢者のヘルメットの着用の促進及び自転車乗車中の交通事故の被害の軽減を図るため、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者に対し、予算の範囲内において市が交付する新城市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒等 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）による住民基本台帳に記録されている者で、当該年度に満7歳以上満18歳以下となるものをいう。
- (2) 高齢者 市内に住所を有し、住民基本台帳法による住民基本台帳に記録されている者で、当該年度に満65歳以上となるものをいう。
- (3) 保護者等 児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒等を現に監護する者又は児童生徒等の親族で、社会通念上児童生徒等を保護する責任があるものをいう。
- (4) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の転倒及び衝撃から頭部を保護する目的で製造されたものであって、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078）
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマ

ーク

カ 前各号に掲げるもののほか、これらに類する承認を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる事項のいずれにも該当する児童生徒等若しくはその保護者等又は高齢者とする。ただし、保護者等が交付対象者となるのは、児童生徒等が着用するヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は児童生徒等が着用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

- (1) 保護者等を除き、過去にこの補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）。
- (2) この補助金に係る同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 愛知県暴力団排除条例(平成22年10月15日愛知県条例第34号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 当該年度内にヘルメットを購入した者であること。
- (5) 転売等を目的としたヘルメットの入でないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと（交付対象者が児童生徒等の場合は、その保護者等が市税を滞納していないこと。）。
- (7) ヘルメットの入後に発生した交通事故について、市及び愛知県が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (8) 本事業の申請における個人情報について、不正行為等の把握及び防止、データ分析、市の行う交通安全対策の目的に合致する施策推進に必要な調査等のため市が利用することに同意すること。
- (9) この補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が住民基本台帳及び税務資料を閲覧することについて了承すること。
- (10) 申請内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合は、市に対して補助金を返還することについて了承すること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、自転車を利用する児童生徒等又は高齢者が着用するヘルメッ

トの購入に要する補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。ただし、次に掲げる経費については補助の対象としない。

- (1) 購入に際して発生した送料
- (2) 購入に際して使用したポイント等の経費

2 前項の規定により算定した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、ヘルメットを着用する児童生徒等又は高齢者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対し、当該年度の3月1日までに、新城市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げることを証明することができる書類を添えて申請しなければならない。

(1) ヘルメットを販売した店舗等が発行した領収書等の写し及び安全基準に適合することの認証等を受けたヘルメットであることが分かる書類又は自転車乗車用ヘルメット販売証明書（様式第2）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者が児童生徒等の場合は、原則その保護者等を申請者とする。

3 市長は、予算の範囲内で第1項の規定による申請の受付をするものとする。この場合において、申請の受付は、毎年度先着順とし、市長は、予算の額を超える申請があった場合には、年度内であっても当該申請の受付をしないことができる。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容を、新城市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3）により前条第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、新城市自転車乗車用へ

ルメット着用促進事業費補助金請求書（様式第4）により、市長に対し、当該補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の決定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付が適切でないと認めるとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が交付されているときは、当該補助金の交付の決定の取消しを受けた者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。